

申請の要件	11 充てん設備の完成検査
申請に関する説明	販売事業者は、充てん設備の設置又は変更の許可後、その工事が完成したときは、使用前に市長が行う完成検査を受ける必要があります。ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが技術上の基準に適合していると認められ、その旨を市長に届け出た場合を除きます。
根拠法令及び条項	法第37条の4第4項
関係条項	法第37条の3第1項及び第37条の4第2項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第64条 ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成9年3月17日通商産業省告示第127号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号） ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和3年2月25日20210203保局第1号）
標準処理期間	検査終了の日から10日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額